

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成29年7月27日（木）午後2時30分～午後3時45分

2 開催場所 春日井市役所 301、302会議室

3 出席者

〔委員〕20名

青山 倫子	長谷川 浩敏	堀田 茂樹	齋藤 洋子
木村 晃久	川口 剛	石田 洋一	安井 真一郎
臼井 留美子	大曲 晃代	小原 明美	熊谷 三映子
佐治 昌子	西尾 孝治	浅野 登	長縄 典夫
小原 哉	宮地 隆	井上 真希	木村 美智子

〔事務局〕7名

早川副市長 野村市民生活部長
二村保険医療年金課長 岡副保険医療年金課長補佐
冨田保険医療年金課長補佐 平井主査 大野主査

〔傍聴者〕なし

4 議題

- (1) 国民健康保険事業の状況について
- (2) 国民健康保険制度改革について
- (3) その他

5 会議資料

- (1) 国民健康保険事業の状況について
- (2) 国民健康保険制度改革について

6 議事内容

○ 会議成立の確認

春日井市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、出席委員は20名全員で委員定数の半数以上の出席を得ているため、会議が有効に成立することが報告された。

○ 会長・副会長の選出

国民健康保険法施行令第5条の規定による委員の互選により、会長は、青山倫子委員、副会長は、長谷川浩敏委員に決定した。

○ 議事録署名人の指名

春日井市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、会長が、議事録署名人に堀田茂樹委員及び臼井留美子委員を指名した。

議題(1) 国民健康保険事業の状況について

【二村保険医療年金課長】

国民健康保険事業の状況について、会議資料に基づき説明した。

[質疑応答]

【宮地委員】

7ページの決算見込みの国庫支出金に係わることで参考までに伺いたいのだが、来年4月からは市の子ども医療費助成に対し国庫負担を減額する措置を廃止するようなので、現在そのペナルティはいくら位なのか。未就学児の場合らしいが、そのうちのいくら程の影響があるのか。

【二村保険医療年金課長】

春日井市は現在、中学生までの子どもに対して医療費の助成をしており、助成をすることによって国からの交付金が約1千万円、減額されていると試算しています。また、4月から減額がなくなるのは、年齢階層別の医療費の割合から見て、そのうちの約400万円と試算しています。

【川口委員】

2ページの被保険者等の状況で、加入世帯数が減っているというのは、どういった理由か。春日井市の人口はそれほど変わっていないと思うが。

【二村保険医療年金課長】

春日井市の人口は若干増加していますが、国民健康保険については、被保険者が75歳になると後期高齢者医療制度の方に移るため、高齢者の方の割合が多いということが、加入数世帯数が減る原因です。

【川口委員】

4ページの1人当たり医療費や高額医療費の額が26年度から27年度で大きく上がっている理由は何か。

【二村保険医療年金課長】

26年度に比べ27年度の医療費が大きく上がったのは、調剤費が影響していると思われます。C型肝炎の治療薬として27年の5月からソバルディ錠、8月からはハーボニー配合錠がそれぞれ保険適用されていますが、これらの新薬が極めて高額であったことが影響をしていると考えています。

【川口委員】

決算見込みで、前期高齢者交付金の返還の話があったが、詳細について説明をしてほしい。

【二村保険医療年金課長】

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方が前期高齢者に該当し、会社を退職した方が加入されるので国保の加入率が高く、またこの世代の方は医療費も高いため国保の医療費負担が重いといったことから、各保険者間の調整が国レベルで行われるものです。実際には、社会保険診療報酬支払基金から負担の多い保険者に交付されます。

誤りの原因については、給付費を集計する過程において使用していた算定表において、高額療養費の一部を重複して計上していたことによるものです。

その他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

報告を受けた。

議題(2) 国民健康保険制度改革について

【二村保険医療年金課長】

国民健康保険制度改革について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【浅野委員】

資料2 ページの「改革後の国保の運営のあり方について」で「都道府県と市町村のそれぞれの役割」が表にまとめられている。被保険者は、保険料がどれだけ変わるのかが気になる。県が「市町村ごとの標準保険料率を

算定・公表」し、市町村は「標準保険料率等を参考に保険料率を決定」とあるが、それぞれの市町村で保険料率が異なるのか。

【二村保険医療年金課長】

委員のおっしゃるとおり、各市町村で保険料率が異なります。

【浅野委員】

今回、都道府県単位で国保の財政運営を担っていくことで、県単位でひとつと考えていたのだが、市町村ごとに保険料率が違うということは、そもそもの考え方と矛盾すると考えるが、どうか。

【二村保険医療年金課長】

保険料率は市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて都道府県ごとに一本化することも可能となってはいますが、今現在、各市町村間で医療費水準、保険料水準に差があり、また算定方式にもばらつきがあります。そのため、平成30年度から統一することは、被保険者の保険料負担の急変を招くことから、難しいと考えられています。

【浅野委員】

将来は、県全体で統一することが目標として掲げられており、今回は経過的な暫定措置だというとの考え方か。

【二村保険医療年金課長】

将来的に統一すべきという意見がある一方、県内では率の違いだけではなく、算定方式もばらばらであるため統一は不可能という意見もあり、統一化については現在のところは未定です。

【浅野委員】

県全体の統一は、小さな自治体が国保を運営できなくなることを考慮して県全体での財政運営に切り替えるというところがスタート。とするならば、保険料率も、今すぐはできないのなら3年後、5年後など目標を決めて統一すべきだと感じる。被保険者が保険料を払うにあたって、同じ収入でも春日井市、小牧市、あるいは名古屋市で額が違うことになる。それは県全体で統一するという趣旨と反すると思うのだが、そのところは県全体での話し合いの中でどのように整理されているのか。

【二村保険医療年金課長】

県全体での統一は未定であり、市が決められることでもないため、法令等に基づき、今後、適切に進めていきたいと考えています。

【浅野委員】

本来、統一の趣旨があるならば、春日井市の意見、意向として、税率の

統一化を県にあげていくべきではないか。

【二村保険医療年金課長】

委員のご意見としてお伺いしておきます。

【小原委員】

3 ページの運営の在り方の中の説明で、国からの支援金、県の一般会計からの繰り入れが公費として収入の一部になるということだった。現状では春日井市の一般会計から法定外繰り入れを行っているが、県単位化になったときに、愛知県の一般会計から繰り入れがあるのか。

【二村保険医療年金課長】

今現在も、県から市に支出金が交付されていますが、30年度からはそれが市に交付されるだけではなく、県の特別会計にも繰り入れられます。

【小原委員】

今後、市から県に納付金を納付する場合も、市も継続して一般会計から特別会計への法定外繰り入れを行うということによいか。

【二村保険医療年金課長】

法定外繰り入れについては、今後、納付金等の試算が何度か行われていく中で、検討をしていきたいと考えています。

【小原委員】

今後検討していくとのことだが、今日の説明の中で、現在市が行っている国保運営についてはそれほど変わらないとのことなので、国保財政への負担割合もそれほど減ることはなく、今のままで若干増えるくらいに考えておけばよいか。

【二村保険医療年金課長】

大きく変わることはないと考えています。

【宮地委員】

4 ページの「所得水準に応じた按分」あたりにかかってくると思うが、現状で春日井市が国から交付されている財政調整交付金は、一宮市よりも1人当たり1万円少ない。改革後も標準保険料率が市町村ごとに異なるのなら、その根拠が重要だ。

また、現在の交付金でもそうだが、なぜ加入者の所得水準ではなく地域の所得水準で按分されるのか。

5 ページの納付金試算結果の資料を見ると1人当たり2万2千円、春日井市の方が一宮市より高くなっている。なぜその差があるのか、突っ込んで県に言わないと。納付額については、県で協議してこうなりましたと受

け入れたのではとんでもない。来年1月にならないと詳細がわからないという話ではなくて、それ以前に県に言うべきことを言い、所得水準に応じた按分等の根拠を確認して、次の協議会で報告してもらいたい。

【二村保険医療年金課長】

一宮市と比べて春日井市の1人当たり納付金額が高いという話がでましたが、この数字を見たときに春日井市がなぜ高いのかということは県に問い合わせをしたが、まだ回答を得ていません。

【宮地委員】

徹底して回答をもらって、その根拠を論破してほしい。

【川口委員】

2ページの県の主な役割の2に「財政安定化基金の設置」とあるが、春日井市にも基金積立金がありどういう話なのか、全く別物なのか。別物だとするならば、市にも県にもあるということになるが、どうなのか。

【二村保険医療年金課長】

財政安定化基金は、県単位化に伴い設置されるもので、市の基金積立金とは別のものです。例えば、県でまず医療費を見積もりますが、インフルエンザの大流行など不測の事態で県が見積もった額よりも増えてしまうようなときにこの基金を使うということで、市の基金とは違うものです。

【川口委員】

今後、県から給付費をもらうことになるのなら、市の積立金はどうなるのか。

【二村保険医療年金課長】

市は、県から決められた納付額を納めていくために保険税を徴収することになりますが、例えば、その保険税が思った以上に少ないと不足しますので、そのような場合に補てんするといった違う役割を持っています。

議題(3) その他

1 事務局から高額医療費制度の改正についての説明

【二村保険医療年金課長】

8月1日から70歳以上の方の高額医療費の自己負担限度額が変わることについて説明をした。

2 事務局から、今後の会議の開催予定についての連絡

【二村保険医療年金課長】

次回の協議会の開催については、試算結果を受けて検討していきたいと考えており、その際には通知をさせていただきます。

8 閉会

午後 3 時45分、閉会とした。

上記のとおり、平成29年 7 月27日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員 2 人が署名する。

平成29年 8 月18日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 堀 田 茂 樹

署名委員 臼 井 留美子